

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年11月8日認可した。

平成24年11月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道事業）中屋農道地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東尾地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）六条町地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鎌野由良地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中三谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三郎池導水路地区
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中池端岡1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中福家地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山の池2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新居大池6号地区
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）八王子北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東赤坂下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東赤坂地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新開地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横岡地区